

有識者からの意見

(報告書の記述に関する御意見)

御意見	関係箇所
<p>特定秘密の指定の一部解除について、特定秘密保護法の規定との関係が理解しにくいので説明を加えるべきである。</p>	7 ページ脚注 11
<p>防衛省が 3 年 3 月 23 日の指定の有効期間を設定した理由について、分かりやすく説明するべきである。</p>	15 ページ脚注 23
<p>指定を解除すべき条件が設定されている特定秘密について、どのような内容の条件が設定されているのか説明を加えるべきである。</p>	15 ページ脚注 25
<p>平成 29 年 7 月に発生した九州北部豪雨の際に内閣官房ホームページに掲載した被災地域の加工処理画像について、URL を掲載すべきである。</p>	16 ページ脚注 26
<p>内閣府独立公文書管理監による「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監がとった措置の概要に関する報告（平成 29 年 5 月 19 日付け）」における「内閣保全監視委員会への意見」に対する対応状況を記載すべきである。</p>	23 ページ 6 (1)
<p>平成 29 年 12 月の行政文書の管理に関するガイドラインの改正により、保存期間を 1 年未満とすることができる類型が具体化されたので、その類型について記載することも検討すべきである。</p>	24 ページ脚注 33
<p>表 9 の「政府側の対応状況」に内閣情報調査室から発出した事務連絡の名称を記載すべきである。</p>	25 ページ表 9 (1)

(運用に関する御意見)

御意見	関係箇所
<p>立法府等からの昨年の指摘を踏まえ、「あらかじめ指定」の解除が円滑に行われるなど改善がみられ、情報管理はおおむね適切に運用されていると思われる。北朝鮮情勢の緊迫化をはじめとする安全保障環境の変化の中で、関係諸国との緊密な情報交換が不可欠になっている折り、本法の役割は一段と重要度を増している。他方、公文書管理をめぐる不祥事やサイバー攻撃による電磁的情報の流出など、国民の不信や不安を招くような事案が近年生じていることから、こうした社会状況も視野に入れつつ、情報保全にあたってはより一層、慎重かつ適正な取り扱いに努めることが必要と考える。</p>	
<p>特定秘密を記録する文書の在り方への信頼を高めるため、特定秘密に関する管理・監督体制の強化、担当職員の倫理研修のほか、内部通報制度に関する制度の運用上の問題点の洗い出し等について可能なものを実施するよう検討すべきである。</p>	
<p>特定秘密を指定する権限を有する20の行政機関のうち、過去において一度も特定秘密を指定したことがない行政機関が9機関存在する。特定秘密の指定権限を有する行政機関が法施行後5年を経過した段階で指定を行っていなかった場合、特定秘密を指定する見込みがあって権限を付与されたのに指定をしなかった理由を提出して、我々が意見を言える機会を設けていただきたい。</p>	<p>12 ページ5 (1)ア 13 ページ表5</p>
<p>特定秘密の指定の一部解除について、特定秘密保護法の解釈と必要性については理解できるが、一部解除の方法、手続及び事項の細目との関係等が法文上明らかにされておらず、行政機関間で違いが生じるおそれもあるため、運用基準の見直し等までは通知を発出するなどして対応すべきである。</p>	<p>6 ページ(2)ア 7 ページイ 7 ページ脚注11</p>

<p>今後、特定行政文書ファイル等の廃棄がなされた場合には、「行政文書ファイル等の移管及び廃棄の状況」における記述に加え、内閣府独立公文書管理監により廃棄が妥当とされた行政機関、その旨の通知がなされた年月日といった事項についても記述すべきである。</p>	8 ページ(3)
<p>特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった理由の公表を始め、適性評価が恣意的でないことを明らかにする手立てについて引き続き検討し、国会報告に記載すべきである。</p>	9 ページ
<p>法律は指定の有効期間を「5年を超えない範囲内」と規定し、最長を5年としたのに、実務の運用では517件中の511件と、ほとんどすべての特定秘密について5年の指定の有効期間が設定されている。指定の理由を見直すに当たって適切であると考えられる最も短い期間となっているか点検した上、より短期の有効期間を設定し、必要があれば更新すべきである。</p>	15 ページエ
<p>指定の有効期間が指定の理由を見直すに当たって適切であると考えられる最も短い期間となっているかの点検については、随時行われるべきである。</p>	
<p>指定を解除すべき条件を設定した特定秘密の件数については、平成28年末時点で5件(全体の1.0%)であったのに比べ、平成29年末時点では174件(全体の33.7%)となっており、大幅に改善されている。しかし、そもそも指定に当たり、指定解除の条件を具体的に検討すべきであり、より多くの指定について解除の条件を設定すべきである。</p>	15 ページオ
<p>公文書管理について国民の関心も高まっていることから、内閣情報調査室が発出した事務連絡「行政文書が存在しない情報を特定秘密として指定し、取り扱う際の考え方について(通知)」について、内閣官房の「特定秘密保護法関連」のホームページで公開すべきである。</p>	25 ページ表9(1)